

# 熊本県公報

第 1 1 1 8 8 号  
平成 16 年 11 月 1 日 (月)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○公有水面埋立に伴うしゅん功認可	(漁 港 課) 1
○美里町と熊本県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約	(市町村総室) 2
○百貫港内公有水面埋立免許	(港 湾 課) 2
○制限区域の設定 (熊本港)	( " ) 3
○制限区域の設定 (三角港)	( " ) 5
○制限区域の設定 (八代港)	( " ) 7
○字の名称の変更	(市町村総室) 10
<b>公 告</b>	
○開発行為に関する工事の検査済証交付及び工事完了	(建 築 課) 11
○ " " " " " "	( " ) 11
○建設業法第 29 条の 2 の規定に基づく監督処分	(監 理 課) 11
○熊本県主要農作物奨励品種及び認定品種の一部改正	(農 産 課) 12
<b>登 載 依 頼</b>	
○菊池川水系 (上内田川) における竿釣り以外の漁法での採捕禁止区域の設定	(熊本県内水面漁場管理委員会) 12
○熊本県警察の交番・駐在所及び警備派出所の名称・位置・所管区域又は警備区域の一部改正	(警察本部地域課) 13

## 告 示

### 熊本県告示第 1075 号

公有水面埋立法 (大正 10 年法律第 57 号) 第 22 条第 1 項の規定に基づき公有水面埋立に関する工事のしゅん功を認可したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。  
平成 16 年 11 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 しゅん功認可年月日  
平成 16 年 10 月 22 日
- 2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 海岸管理者 熊本県知事 潮谷義子  
八代郡鏡町大字内田 453-1 大鞘漁港管理者 鏡町
- 3 埋立区域
  - (1) 位置  
八代郡鏡町大字北新地字三番割 594 の 5 に隣接する無番地 (堤防、道路) 地先公有水面
  - (2) 区域  
次の 1 の地点から 12 の地点までを順次直線で結んだ線及び 12 の地点と 1 の地点とを結ぶ平成 11 年春分の日における満潮位 (DL + 3.98 メートル) の公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域  
1 の地点 大鞘樋門二番割三角点 (北緯 32 度 34 分 14 秒、東経 130 度 35 分 44 秒) から 292 度 27 分 56 秒 516.199 メートルの地点  
2 の地点 1 の地点から 213 度 07 分 40 秒 4.918 メートルの地点  
3 の地点 2 の地点から 205 度 02 分 00 秒 11.008 メートルの地点  
4 の地点 3 の地点から 302 度 48 分 57 秒 22.648 メートルの地点  
5 の地点 4 の地点から 233 度 12 分 05 秒 12.873 メートルの地点  
6 の地点 5 の地点から 307 度 51 分 58 秒 10.272 メートルの地点  
7 の地点 6 の地点から 310 度 28 分 11 秒 11.298 メートルの地点  
8 の地点 7 の地点から 312 度 30 分 43 秒 10.196 メートルの地点  
9 の地点 8 の地点から 314 度 29 分 58 秒 10.686 メートルの地点  
10 の地点 9 の地点から 316 度 50 分 33 秒 9.940 メートルの地点  
11 の地点 10 の地点から 318 度 00 分 48 秒 8.394 メートルの地点  
12 の地点 11 の地点から 47 度 01 分 25 秒 27.836 メートルの地点
  - (3) 面積  
2,056.70 平方メートル

- 4 埋立地の用途  
海岸保全施設用地  
漁港施設用地
- 5 関係書類の備置場所  
熊本県林務水産部漁港課及び熊本県八代地域振興局農地整備課並びに鏡町産業振興課

#### 熊本県告示第1076号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定により、美里町の公平委員会の事務を次の規約により受託した。

平成16年11月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

美里町と熊本県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、美里町（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を熊本県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

（その他必要な事項）

第3条 この規約に定めるもののほか委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成16年11月1日から施行する。

#### 熊本県告示第1077号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許した。

平成16年11月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 免許を受けた者の住所及び氏名

熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県

代表者 熊本県知事 潮 谷 義 子

2 免許年月日及び番号

平成16年10月12日

熊本県指令港第6号

3 埋立区域

（1）位置

熊本県熊本市松尾町上松尾字要江4413-12、4413-6、4410-11、4410-6及びこれらの区域に介在する水路地先公有水面

（2）区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑳の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 岩戸四等三角点（北緯32度49分04.084秒、東経130度37分07.547秒）（以下「基点」という。）から200度34分59秒 2,358.00メートルの地点

②の地点 ①の地点から41度11分15秒 31.93メートルの地点

③の地点 ②の地点から131度11分15秒 4.44メートルの地点

④の地点 ③の地点から41度11分15秒 0.69メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から102度22分34秒 0.64メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から12度10分21秒 5.18メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から282度35分24秒 1.10メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から325度16分06秒 12.41メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から281度53分31秒 21.09メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から197度10分58秒 4.72メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から197度10分59秒 2.57メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から194度26分17秒 3.90メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から189度59分16秒 4.68メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から183度54分15秒 4.20メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から175度22分41秒 1.80メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から169度11分16秒 3.15メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から166度44分08秒 2.73メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から162度03分28秒 3.91メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から159度49分11秒 8.92メートルの地点

- ⑳の地点 ㉑の地点から 158 度 33 分 12 秒 1.17 メートルの地点
- (3) 面積  
768.53 平方メートル
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
- (1) 位置  
熊本県熊本市松尾町上松尾字要江 4410 - 6、4410 - 11 及びこれらの区域に隣接する水路地内並びに 4413 - 3、4413 - 15、4413 - 14、4413 - 12、4413 - 6、4410 - 6 及びこれらの区域に介在する水路地先公有水面
- (2) 区域  
次の各地点を順次に結んだ線及び A の地点と I の地点とを結んだ線により囲まれた区域
- |       |                         |                  |
|-------|-------------------------|------------------|
| A の地点 | 基点から 200 度 34 分 12 秒    | 2,361.70 メートルの地点 |
| B の地点 | A の地点から 116 度 08 分 06 秒 | 29.20 メートルの地点    |
| C の地点 | B の地点から 41 度 11 分 15 秒  | 34.06 メートルの地点    |
| D の地点 | C の地点から 311 度 11 分 15 秒 | 25.93 メートルの地点    |
| E の地点 | D の地点から 325 度 16 分 16 秒 | 12.85 メートルの地点    |
| F の地点 | E の地点から 281 度 53 分 32 秒 | 25.67 メートルの地点    |
| G の地点 | F の地点から 197 度 08 分 27 秒 | 9.94 メートルの地点     |
| H の地点 | G の地点から 190 度 02 分 02 秒 | 10.22 メートルの地点    |
| I の地点 | H の地点から 169 度 10 分 50 秒 | 9.16 メートルの地点     |
- (3) 面積  
2,008.24 平方メートル
- 5 埋立地の用途  
ふ頭用地

**熊本県告示第 1078 号**

熊本県港湾管理条例（昭和 41 年熊本県条例第 42 号）第 10 条の 2 第 1 項の規定により熊本港臨港地区内及び熊本港港湾区域内に制限区域を設定し、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 16 年 11 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 臨港地区内制限区域  
熊本市新港一丁目の一部
- 2 港湾区域内制限区域  
熊本港 - 7. 5 メートル岸壁及び - 5. 5 メートル岸壁前面泊地

# 熊 本 港

施設名：-7.5m岸壁、-5.5m岸壁

凡例	保安施設
—	制限区域(臨港区域内)
- - -	制限区域(港湾区域内)

